

## 栄農業振興地域整備計画の変更理由書

### 1 栄農業振興地域整備計画の変更理由（法第13条第1項）

この度の栄農業振興地域整備計画の変更は、経済事情の変動その他情勢の推移に伴う農用地利用計画の変更（編入及び除外）である。

### 2 農用地利用計画の変更

#### (1) 編入

付図番号	編入箇所 (大字、字、地番)	農用地区域への編入理由	編入面積 (登記簿地目)	編入後の 用途区分
		法第10条第3項第○号該当 具体的理由：	m <sup>2</sup> ( )	

#### (2) 除外

付図番号	除外箇所 (大字、字、地番)	除外前の 用途区分	農用地区域からの 除外理由	除外面積 (登記簿地目)	除外後の用途
1	矢田字西谷内 257 番 5	田	法第13条第2項該当 具体的理由：二世帯住宅に 建て替えるため。 法定要件に係る適合理由は 別表のとおり。	176 m <sup>2</sup> (田)	住宅

#### (3) 用途変更

付図番号	変更箇所 (大字、字、地番)	変更前の 用途区分	用途変更の理由	変更面積 (登記簿地目)	変更後の用途

別表

## 法第 13 条第 2 項各号の要件に係る適合理由

附図番号： 1

項目	説明
1号	<p>①当該土地の必要性 子の結婚を機に二世帯住宅に建て替えるための既存敷地の拡張であり、不要不急の用途に供するものではなく、必要かつ適当であると認められる。</p> <p>②規模の妥当性 具体的な開発計画があり、過大な面積ではない。</p> <p>③代替性 立地条件を満たす土地を検討した結果、農用区域外で代替する土地がなく、当該申請地を選定したもの。</p>
2号	現状において地域計画は未策定のため、該当なし。
3号	三辺を宅地等に接した農振農用区域の端の農地であり、農地集積の予定も無いことから、他の農地の利用上支障はない。
4号	当該地及び周辺農用地を現に利用集積しておらず、今後も見込まれないなど、農用地の利用の集積に支障はない。
5号	土地改良施設の機能に支障はない。
6号	土地改良事業は該当なし。